

守口市処理施設の受入基準

平成 31 年 4 月 1 日改訂

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例第 13 条第 1 項に規定する一般廃棄物は次のとおりとする。

搬入者は、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

<受入不適物>

(1) 市に処理責任がないもの

ア 産業廃棄物

(2) リサイクル及び処理体制が個別に関係法令、事業者団体等により整備、構築されているもの

ア 自動車・単車・原動機付自転車及びその部品（ホイール、タイヤチェーン等）

イ 消火器（粉末・泡・液体）

ウ バッテリー・タイヤ（自転車のタイヤは除く）

エ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器

オ パーソナルコンピューター

(3) 液体状のもの

ア ペンキ等の塗料

イ 薬剤・化学薬品

ウ 廃油・燃料等の油類

エ 汚泥（ディスポージャー汚泥を含む）

(4) 収集・運搬及び破砕・焼却処理に支障があるもの

ア 特別管理一般廃棄物

イ 金属類

耐火金庫、ドラム缶、鉄材、鉄板、ワイヤーロープ、ワイヤー入りホース、バーベル、ダンベル、鉄アレイ、バスケット台

ウ 電気製品

業務用ミシン、介護用ベッド、介護用電動車、電動車椅子、温水器、フロン排出抑制法第一種特定製品（業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ウォーターサーバー、除湿器）

エ 不燃物

コンクリートブロック、うす、漬物石、瓦、コンクリート、モルタル、土砂、がれき、灰、物干し台（コンクリート台及び台付）

オ 可燃物

樹木（長さ 2m・直径 10 cm 以上）、木材（長さ 2m・太さ 10 cm 以上）

カ その他

浴槽、農機具等のエンジン付機械器具、ピアノ（電子ピアノを除く）、

強化プラスチック製品等（FRP 等）、ボウリング球、ソーラー温水器、パネル、長尺もの（2m 以上）

(5) その他

ア 爆発物や危険物

プロパンガスボンベ、揮発性油脂類

イ 家屋の解体物・建築廃材等

《注意》

- 車両からの運び出しは、搬入した方自ら行っていただきますので、多量の場合は、複数人でお越しく下さい。
- 搬入時にごみの内容を係員が確認します。次の廃棄物が含まれていた場合は、**当該不適物の持ち帰り**の指示及び、状況により**搬入物全ての持ち帰り**を指示します。
 - ・他人の依頼を受けての持ち込みごみ
 - ・分別できていないごみ【燃やすごみ、粗大ごみ、資源ごみに分別してください】
 - ・搬入不適物
- スプレー缶を搬入される場合は、必ず係員にお伝えください。
- 安全確保のため、搬入に際しては係員の指示に従っていただきます。
- 施設管理者に許可なき写真撮影・ビデオ撮影は禁止します。
- 市民対応向上のため、録音・録画等させていただく場合があります。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

二 第二十五条第一項(前号の場合を除く。)、第二十六条、第二十七条、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。